

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先の情報保護管理体制の確認及び秘密保持に関して契約に含めることにより万全を期している。

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和4年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>【健康増進法に基づく健康増進事業】 健康増進法による健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康の保持増進のために必要な事務を推進するために行う。特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 ③対象者に個別通知をするための情報の管理 ④受診等の記録の利用と管理 ⑤受診等の記録から調査及び報告に利用</p> <p>【母子保健法に基づく母子保健事業】 母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講ずるための事務を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 ②赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成、データ管理 ③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領</p>
③システムの名称	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の49、76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第40条、第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（令和元年12月26日内閣府・総務省令第9号）第38条の3、第50条</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第38条の3、第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月20日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月20日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月26日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成28年10月3日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成28年10月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	未定	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	総合行政システム	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1(第49項及び第76項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の49、76の項	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠		(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	事後	事前通知事項に当たらないため
平成29年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	いきいき健康課長 高見 幸子	いきいき健康課長 喜多 たか子	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成29年7月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	いきいき健康課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制担当	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月3日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT推進課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年12月16日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第40条 (情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号 別表第二の56の2の項、69の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第28条、第40条	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 管財総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月3日 時点	令和3年8月23日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月9日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づく健康増進事業 母子保健法に基づく母子保健事業 <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康増進法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 ③対象者に個別通知をするための情報の管理 ④受診等の記録の利用と管理 ⑤受診等の記録から調査及び報告に利用 <p>・母子保健法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 ②赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成、データ管理 ③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 	<p>【健康増進法に基づく健康増進事業】</p> <p>健康増進法による健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく各種検診など、市民の健康の保持増進のために必要な事務を推進するために行う。特定個人情報ファイルは、健康増進法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業の対象者であるか否かの確認や台帳の整備 ②小松市保健事業に係る費用を徴収しないものの把握 ③対象者に個別通知をするための情報の管理 ④受診等の記録の利用と管理 ⑤受診等の記録から調査及び報告に利用 <p>【母子保健法に基づく母子保健事業】</p> <p>母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講ずるための事務を行う。特定個人情報ファイルは、母子保健法及び行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①妊娠届出や妊産婦健診のデータの管理及び名簿作成 ②赤ちゃん訪問、乳幼児健診や相談事業の対象者名簿及びカルテの作成、データ管理 ③申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能	総合行政システム、サービス検索・電子申請機能、中間サーバー	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の49、76の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の49、76の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条、第54条 	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 別表第二の69の2の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40条 <p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第28条、第40条 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和元年12月26日内閣府・総務省令第九号)第38条の3、第50条 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二の56の2の項、69の2、102の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条、第38条の3、第50条 	事前	
令和4年3月9日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年3月9日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	重要な変更項目でないため
令和4年3月9日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月23日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署	予防先進部いきいき健康課	健康福祉部いきいき健康課	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和4年5月20日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和4年7月1日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 管財総務課 法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年7月1日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの